

## 日本開発銀行法案要約

二六・三・一八

## 一 目的

日本開発銀行は、長期資金の供給を行い、又は一般の金融機関が行う長期資金の供給を容易ならしめることにより経済の再建及び産業の開発を促進するため、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。

## 二 法人格

日本開発銀行は、公法上の法人とする。

## 三 資本金

資本金は、百億円とし、政府が昭和二十六年度において米國対日援助見返資金特別会計からその全額を出資するも、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

政府は、日本開発銀行がその資本金を増加する場合には、予算の範囲内で出資することができる。

## 四 定款

定款の作成及び変更は、大蔵大臣へ届け出なければならない。

## 五 役員

役員は、総裁一人、副総裁一人、理事七人以内、監事二人以内、参与五人以内とする。総裁、副総裁及び監事は内閣総理大臣が任命し、理事及び参与は、総裁が任命する。任期は、総裁、副総裁、理事及び監事は四年、参与は二年とする。(但し理事のうち三人及監事のうち一人は二年、参与のうち二人は一年とする。)

## 六 役員の地位

役員は、法令により公務に從事する者とみなす。

## 七 業務の範囲

日本開発銀行は、一に掲げる目的を達成するため左の業務を行う。

- (一) 経済の再建及び産業の開発に寄与する設備の取得、改良又は補修に必要な資金(以下開発資金といふ)で銀行その他金融機関から供給を受けることが困難なもの貸しだすこと。
- (二) 開発資金の調達のため発行される社債(特別の法律により設立された

運轉資金を含まない

法人で会社でないものの発行する債券を含む。」で証券業者等が応募又は引受けをすることが困難なものについて定義又は引受けをすること。

(三) 銀行その他の金融機関が供給した開発資金の返済資金を貸し付け又はかかる返済資金調達の為に発行される社債で証券業者等が応募又は引受けをする事が困難なものを作成すること。

(四) 日本開発銀行が債務の保証をする場合でなければ、銀行その他の金融機関から開発資金の供給を受けることが困難な場合にその債務を保証すること。

(五) 前各号の業務に附帯する業務

なお、(一)から(四)までの業務を行う場合には資金の償還又は債権の取立が確実であると認められる場合で、期間一年以上のものに限る。

(四)の債務の保証の限度は、日本開発銀行の資本金及び政府からの貸付金の合計額から資金の貸付又は掛形の割引及び社債の応募又は引受けの現在額を控除した残額の一倍に相当する金額とする。

#### 八 業務方法書

日本開発銀行は業務方略書を作成し、業務の方略等を記載しなければならぬ。

#### 九 会計

(一) 予算は、事業年度（四月一翌年三月）の損益収支の予算を國会に提出して、その議決を求める。

(二) 決算は決算報告書を國会に提出する。

(三) 増益計算上の利益金は準備金として積み立ててある。但し昭和二十六年度においては復興金融金庫が剰余金をもつて四十五億三千二百八十万二千円を國庫に納付するまでの間に日本開発銀行がその権利義務を承継したときは四十五億三千二百八十万二千円に達するまでは日本開発銀行においてその利益金を國庫に納付し、その超過額に相当する金額を準備金として積み立てるものとする。

#### 一〇 資金の借入

資金の借入は、禁止される。

#### 一一 余裕金の運用

余裕金の運用は、國債の保有、資金運用部及び日本銀行への預金に限られる。

#### 一二 監督

日本開発銀行は、大臣が監督する。

大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本開発銀行からの報告又は同行に対する検査等に基づいて監督命令を出しうるものとする。

### 一三、役員の解任

内閣総理大臣は總裁、副總裁及び監事について左の事由が発生したときは、これを解任しらるものとする。

一、この法律、この法律に基く政令又はこれらの法令に基いてする大蔵大臣の命令に違反したとき。

二、刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三、破産の宣告を受けたとき。

四、心身の故障により職務を執ることができないなにととき。

なお、理事又は参与について同一の事由が発生したときは、内閣総理大臣は、總裁に対しこれを解任すべきことを命ずることがざきる。

### 一四、右のほか、報告、検査など所要の罰則規定をおく。

### 一五、雜則

(一) 復興金融金庫は、昭和二十六年度末までに政令で定める日に解散するものとし、その権利義務は、解散の時に日本開発銀行が承継する。  
~~1000億~~  
100

(二) 復興金融金庫の解散の時における政府の復興金融金庫に対する出資金は日本開発銀行に対する貸付金となつたものとみなす。

(三) 日本開発銀行は毎事業年度政府の貸付金に対し一定の利率による利子を支拂うものとする。

(四) 日本開発銀行が復興金融金庫から承継した債権につき生じた回収金は、毎四半期末に政府の貸付金に対する返済に充てられたものとみなし、その額に相当する金額の政府の出資金があつたものとみなす。

但し、昭和二十六年<sup>度</sup>においては、復興金融金庫が貸付回収金及び農中債償還金をもつて七十六億一千九百六十三万三千円を國庫に納付するまでの間に、日本開発銀行がその権利義務を承継したときは、七十六億一千九百六十三万三千円に達するまでは、日本開発銀行においてこれを納付し、その超過額に相当する金額について(四)と同じように政府の貸付金が返済されたものとみなし、その額に相当する金額の政府の出資金があつたものとみなす。

一六、附則には所得税、法人税、登録税、印紙税及び附加価値税等に関する所要の規定をおく。